

電気自動車及び再生可能エネルギーを核とした災害に強い
カーボンニュートラルな地域づくりに係る連携協定

西海市（以下「甲」という。）、日産自動車株式会社（以下「乙」という。）、長崎日産自動車株式会社（以下「丙1」という。）、日産プリンス長崎販売株式会社（以下「丙2」といい、丙1と総称して以下「丙」という。）、住友三井オートサービス株式会社（以下「丁」という。）、株式会社十八親和銀行（以下「戊」という。）、ジスコホテル株式会社（以下「己」という。）、総合電機株式会社（以下「庚」という。）、西海市商工会（以下「辛」という。）、株式会社西海クリエイティブカンパニー（以下「壬」という。）は、相互に連携し、電気自動車と再生可能エネルギーの普及促進による、災害に強いカーボンニュートラルな地域づくりに取り組むことを目的とし、以下の通り連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬は、前文の目的を達成するため、互いに持つ資源やノウハウ等を活用し、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 電気自動車の普及に関する事項
- (2) 再生可能エネルギーの普及に関する事項
- (3) 災害時の支援に関する事項
- (4) その他、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬が協議し必要と認める事項

2 甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬は、前項各号に定める連携内容や役割分担等の具体的詳細について、別途協議又は覚書を締結することにより取り決めるものとする。

3 甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬は、本条に定める連携事項によって得られた結果を発信する場合、事前に他の当事者の承諾を得るものとする。

（成果物、知的財産権等）

第2条 甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬は、他の当事者の書面による承諾なく、他の当事者が従前より有する著作権（日本の著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むがこれに限定されない。）、商標権、意匠権、実用新案権等の知的財産権、その他のいかなる権利、権限及び権益（以下「知的財産権等」という。）を使用、複製、改変し、又は第三者に使用させてはならないことを確認する。

2 本協定に基づき甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬が自己の連携事項を遂行する上で、単独で作成した書類、図面、提案、プログラム、ソフトウェア、ソースコード、オブジェクトコード、仕様、データその他の一切の成果物に係る知的財産権等は、当該成果物を創作した当事者に帰属するものとする。

3 甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬が、本協定に定める連携事項の過程で、共同で創作した著作物（各創作者の著作物に対する寄与分を分離して個別的に利用することができないものをいう。）に係る著作権の帰属については、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬が協議の上、決定するものとする。

（法的義務等）

第3条 甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬は、本協定に基づく連携により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ本協定の当事者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬は、前項の情報のうち個人情報にあたる情報が存在する場合は、関係法令を遵守し、特に適切に取扱わなければならない。

（暴力団排除）

第4条 甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬は、この協定の締結時において、自己（役員及び従業員を含む。以下本条において同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者に該当しないことを表明し、かつ、将来に

わたっても該当しないことを確約する。

2 甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬は、他の当事者が前項の表明、確約に違反したと合理的な根拠に基づき認めたときは、書面による通知をもって直ちに当該当事者をこの協定から除名することができるものとする。

（本協定書の変更）

第5条 甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬は、書面により合意することで本協定書の内容を変更することができる。

（協定期間及び更新）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の3月前までに、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬のいずれも本協定を終了又は変更する意思表示を行わないときは、本協定の期間を更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬が協議の上、決定するものとする。

（以下余白）

本協定の締結を証するため、本書10通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬が署名の上、各自1通を保有する。

令和4年1月28日

- 甲 長崎県西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222番地
西海市
西海市長
杉澤泰彦 西海市 長印
- 乙 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号
日産自動車株式会社
理事
後藤 収
- 丙1 長崎県佐世保市大塔町五丁目1番
長崎日産自動車株式会社
代表取締役社長
月田 浩司
- 丙2 長崎県長崎市赤迫二丁目7番11号
日産プリンス長崎販売株式会社
代表取締役社長
寺倉 良浩
- 丁 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
住友三井オートサービス株式会社
代表取締役社長
露 江 章
- 戊 長崎県長崎市銅座町1番11号
株式会社十八親和銀行
取締役頭取
森 拓一郎
- 己 長崎県諫早市永昌町4番26号10階
ジスコホテル株式会社
代表取締役
徳永 耕一
- 庚 長崎県長崎市本原町30番19号
総合電機株式会社
代表取締役社長
佐藤 淳一
- 辛 長崎県西海市西彼町喰場郷1686番地3
西海市商工会
会長
山崎 善仁

壬 長崎県西海市西彼町喰場郷1686番地3
株式会社西海クリエイティブカンパニー
代表取締役社長

浪方 勇希

